

申告相談のお知らせ

平川市役所 税務課住民税係

令和7年度（令和6年分）の市・県民税申告相談を、次のとおり実施します。

下記の「申告が必要な方」に該当する場合は申告相談においでください。

申告相談会場は混雑が予想されますので、領収書などは事前に計算し持参してください。

領収書の仕分けや計算がされていない場合、「医療費控除の明細書」を作成していない場合は、ご自身で仕分けや計算をしていただくことになります。

申告が必要な方

令和7年1月1日現在、平川市に住所があり、次の①～⑤に該当する方

① 給与所得者で次に該当する方

- ・勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されない方
- ・年の途中の退職などにより年末調整をしていない方
- ・給与所得以外の所得がある方
- ・社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など各種控除を受ける方

② 年金所得者で次に該当する方

- ・年金所得以外の所得がある方
- ・社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など各種控除を受ける方

③ 事業所得など（農業、営業、不動産、山林、一時）がある方

※ 所得が20万円未満の場合であっても市役所には申告が必要です。

④ 非課税収入のみの方（遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険など）

⑤ 令和6年中に収入がなかった方

※ ④、⑤に該当する方は、令和7年2月5日(水)までは、電話による申告受付も可能です。（土・日・祝日除く）

申告が不要な方

① 所得税の確定申告書を税務署へ提出した（する）方

② 給与所得のみで、勤務先から市役所へ年末調整済みの給与支払報告書が提出される方

③ 年金所得のみで次の要件に該当する方

- ・65歳未満の方 ⇒ 年金収入 98万円以下
- ・65歳以上の方 ⇒ 年金収入148万円以下

④ 前年中に収入がなく、令和7年1月1日現在、平川市に住所がある家族の住民税上の扶養となっている方

次の方は税務署での申告になります

- ① 初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ② 土地や建物に係る譲渡所得がある方
 - ※ 不動産譲渡及び贈与税の申告相談は火曜日、木曜日に実施
- ③ 上場株式等に係る譲渡所得や配当所得があり、控除や還付を受けようとする方
- ④ 先物取引に係る雑所得がある方
- ⑤ 青色申告書、雑損控除の申告書、令和6年度（令和5年分）以前の確定申告書、準確定申告書（亡くなった方の申告書）を提出する方
 - ※ 上場株式等に係る譲渡所得や配当所得について、令和6年度（令和5年分）の申告から所得税と住民税の課税方式を一致させることになりました。そのため、「所得税は総合課税、住民税は申告不要」といった異なる課税方式を選択することが出来なくなっております。

黒石税務署

〒036-0388 黒石市西ヶ丘66番地

電話：0172-52-4111

※ 会場への入場には「入場整理券」が必要です。

当日配布のほか LINE を通じたオンライン事前発行も可能です。

申告の際に必要なもの

対 象		必 要 書 類 等
申 告 者 全 員		申告者本人、扶養親族及び事業専従者のマイナンバーのわかる書類（写しの提示でも可）
		市役所から郵送された申告関係書類（世帯調査票など）
		申告者本人名義の口座番号のわかるもの（所得税が還付となった場合に使用）
代 理 人		上記書類＋代理人の本人確認書類
給与・年金がある方		源泉徴収票または給与支払者からの支払証明書や給与明細書（写しでも可）
営業・農業・不動産がある方		収支内訳書（記入済みのもの）
		内容確認のため帳簿書類など収入と支出がわかるもの
控 除 を 受 け る 方	社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払金額のわかるもの
	生命保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
	地震保険料控除	
	医療費控除	医療費控除の明細書（記入済みのもの）
	障害者控除	障害者手帳、愛護手帳、高齢介護課で発行した障害者控除対象者認定書
	配偶者（特別）控除	源泉徴収票など配偶者の所得を確認できる書類
	寄附金控除	寄附先から発行された証明書（ふるさと納税などの寄附金受領証明書）

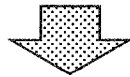
e-Tax（電子申告）または自書申告のお願い

※ 順番待ちや申告相談を省略できます

- e-Tax とは、申告者本人がインターネットを利用して所得税の確定申告を行う方法です。これにより提出された確定申告の内容は、データ連携により税務署から市役所へ送付されるため、基本的には市・県民税の申告を改めてする必要はありません。詳しい操作手順等については e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) を参照してください。
- 自書申告とは、申告者本人が市・県民税申告書を作成し、郵送または自書申告投函箱へ提出する方法です。提出方法については以下を参照してください。
 - ※ 自書申告をした場合、所得税の還付は受けられません。

自書申告書提出までの流れ

「申告書記入例」を参考に市・県民税申告書を作成



A～Dを封筒へ入れる

- A. 作成した申告書
- B. マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード＋本人確認書類の写し
- C. 申告書作成に使用した各種控除証明書等の写し
- D. 切手付き返信用封筒（申告書控えが必要な場合のみ）



①か②の方法により提出

- ① 郵送による提出（宛先は 4 頁の問い合わせ先を参照）
平川市役所税務課住民税係へ郵送してください。
- ② 自書申告書投函箱への提出（受付時間内）
申告会場に設置してある「自書申告投函箱」へ投函してください。

申告相談日程

※ 2月27日・3月10日・3月13日は、相談時間を延長します。

※ 2月6日～3月17日は、税務課窓口での申告相談はできません。

<碓ヶ関地域>

会場：碓ヶ関総合支所2階 多目的ホール

月日	受付時間	地区(行政区)
2/6 (木)	9時～11時	下町、川向、三笠
	13時～15時	駅前、高田、山の上
2/7 (金)	9時～11時	久吉、湯ノ沢、中央
	13時～15時	古懸
2/10 (月)	9時～11時	いざよい、上町

<平賀地域(東部地区)>

会場：葛川支所

月日	受付時間	地区(行政区)
2/12 (水)	9時～11時	葛川、切明、温川、平六、一本木、井戸沢、大木平
	13時～14時30分	小国

<尾上地域>

会場：本庁舎1階ひらかわぶれいすアヴェッサ

※庁舎が改修中のため、今回は尾上庁舎では受付をいたしません。

月日	受付時間	地区(行政区)
2/13 (木)	8時30分～11時	南田中 A
	13時～16時	南田中 B
2/14 (金)	8時30分～11時	八幡崎
	13時～16時	尾上、長田
2/17 (月)	8時30分～11時	新屋町、みなみの
	13時～16時	李平、南田
2/18 (火)	8時30分～11時	上猿賀
	13時～16時	西猿賀、新山
2/19 (水)	8時30分～11時	高木 A
	13時～16時	高木 B
2/20 (木)	8時30分～11時	金屋 A
	13時～16時	金屋 B、中佐渡
2/21 (金)	8時30分～11時	日沼、蒲田

<平賀地域>

会場：本庁舎1階ひらかわぶれいすアヴェッサ

月日	受付時間	地区(行政区)
2/21 (金)		
	13時～16時	向陽
2/25 (火)	8時30分～11時	新屋 A
	13時～16時	新屋 B
2/26 (水)	8時30分～11時	町居 A
	13時～16時	町居 B、広船
2/27 (木)	8時30分～11時	平田森、南田町
	13時～16時	沖館
	17時～18時	市内全地区
2/28 (金)	8時30分～11時	平成
	13時～16時	岩館、藤野
3/3 (月)	8時30分～11時	荒田、小和森
	13時～16時	本町
3/4 (火)	8時30分～11時	尾崎 A
	13時～16時	尾崎 B、苗生松
3/5 (水)	8時30分～11時	新館、向野、西の平
	13時～16時	唐竹、松館
3/6 (木)	8時30分～11時	柏木町A
	13時～16時	館田
3/7 (金)	8時30分～11時	柏木町B
	13時～16時	大坊
3/10 (月)	8時30分～11時	杉館、館山・松崎
	13時～16時	石郷、光城
	17時～18時	市内全地区
3/11 (火)	8時30分～11時	原田、三町会
	13時～16時	大光寺

※本庁舎に申告へ来られる方は、会場が西側駐車場入り口に直結しておりますので、西側駐車場(平賀郵便局側駐車場)をご利用ください。

各地域の申告会場に来られない方は、下記の会場においてください。※ 混雑が予想されます。

開設期間	受付時間	会場
3月12日(水)～ 3月17日(月)	8時30分～11時、13時～16時 ※3月13日(木)は17時～18時まで受付時間を設け、相談時間を延長して開設します。	本庁舎1階ひらかわぶれいすアヴェッサ

申告期限：令和7年3月17日(月)

問い合わせ先

平川市役所 税務課住民税係

〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6

(直通) 0172-55-5368 (代表) 0172-44-1111 (内線) 1285・1286・1289